

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	労働雇用課	整理番号	5-1-3
許認可等の種類	労働金庫の会員による総会の招集の認可			
根拠法令条例等・条項	労働金庫法第48条、労働金庫法施行令第11条第1項第1号、労働金庫法施行規則第37条			
許認可等の概要	法47条第2項の規定による会員が請求した総会の招集を、理事が規定の期間に招集手続きをしないときの総会招集の認可			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定（審査基準が法令の定めに尽くされているもの）</p> <p>[参考]</p> <p>労働金庫法第48条 前条第二項の規定による請求をした会員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が総会招集の手続きをしないときは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けて総会を招集することができる。理事の職務を行う者がいない場合において、会員（個人会員を除く。）が総会員（個人会員を除く。）の五分の一以上の同意を得たときも同様とする。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定（法令等の規定において言い尽くされているため）</p> <p>[参考]</p> <p>労働金庫法施行規則第157条第1項及び第2項（標準処理期間） 1か月以内</p>			
期間の制定根拠	—			